

## 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 生活困窮者食料支援事業 実施要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」というが、生活困窮等により食料の確保が困難で、生命の安全が脅かされている者または世帯に対し、安定的な食料品の確保ができるまでの緊急措置として状況に応じて食料品等を提供することで、生活を維持してもらうことを目的とする。

## (支援対象)

**第2条** 本事業の利用対象者（以下、「対象者」という。）は、対馬市内を生活の本拠とする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活困窮等により食料の確保が困難で生命の安全が脅かされている者または世帯であって、本会において相談支援をうける者。
- (2) 生活保護申請中の者であって、受給までの期間に支援が必要な者。
- (3) 生活保護受給者であって、福祉事務所長から要請があった者。

## (支援内容)

**第3条** 対象者に対して、次の各号により食料品等の支援を行う。

- (1) 食料を支援する場合は、1日あたり1人分につき3食を上限とした食料品等をその世帯人員に応じて5日分を上限に支援する。
- (2) 同一世帯に対して再度食料品等を提供する場合は、その対象者の現状把握を行い、その都度協議し、必要が認められた場合に支援する。

## (申込申請)

**第4条** 申請は、次に掲げる書類を添えて本会会長に提出するものとする。

- (1) 食料支援申込書
- (2) その他本会が求めるもの

## (助成金の返還等)

**第5条** 不正または虚偽の申請をした場合は、すでに交付した物品相当額の返還を命じることがある。

## (個人情報の保護)

**第6条** 本会は、対象者等の個人情報に十分留意しなければならない。

- 2 本会は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管し、みだりに第三者に閲覧させ、又はその写しを提供してはならない。

3 事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

#### 附 則

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。